

排水基準を一部強化しました

～神奈川県生活環境の保全等に関する 条例施行規則の一部改正等について～

県では、平成25年7月30日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正を行い、7月31日から施行しました。このたびの改正では、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準を強化し、また、1,4-ジオキサンの排水基準を新たに設定しました。

改正の趣旨

1 ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の暫定排水基準の強化

県では平成14年に神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）を改正し、水質汚濁防止法と同様に3物質を特定有害物質に追加し、排水基準を定めましたが、国の取り扱いに倣い、直ちに一律排水基準を満足することが困難な業種に対して暫定排水基準を定めています。

水質汚濁防止法の暫定排水基準は、国により3年を期限として適用されています。平成25年6月30日に暫定基準が適用される期限が来たことから、国は暫定排水基準の見直しを行いましたので、県条例についても同様の見直しを行いました。

なお、暫定排水基準の見直しにあたっては、暫定排水基準を適用する業種からの排水実態や、導入可能な処理技術等を踏まえて改正が行われています。

2 1,4-ジオキサンに係る排水基準の追加

平成24年5月に水質汚濁防止法に基づく排水基準省令が改正され、排水基準の項目として1,4-ジオキサンが追加されました。

さらに、平成25年2月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分基準省令が改正され、一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場から排出される放流水の基準に1,4-ジオキサンが追加されました。

このように、水質汚濁防止法の排水基準等の項目として1,4-ジオキサンが追加されたことから、県条例についても同様に排水基準を追加しました。

新たに適用される排水基準

1 1,4-ジオキサンに係る排水基準

施行規則別表第9の物質の種類に1,4-ジオキサンを追加し、排水基準を「0.5mg/L」としました。ただし、既存の一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場からの排水に対しては、当分の間、排水基準を「10mg/L」とする暫定排水基準を設けました。

また、排水中の1,4-ジオキサンの測定方法は、環境庁告示第59号付表7に掲げる方法としました。

2 ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の暫定排水基準

県条例により、新たに適用される暫定排水基準は下記のとおりです。

有害物質の種類	業種又はその他の区分	改正前	改正後
ほう素及びその化合物	電気めっき業(乙水域に排水を排出するものに限る。)	50mg/L	40mg/L
	温泉を利用する事業所	500mg/L	500mg/L
ふっ素及びその化合物	電気めっき業(乙水域に排水を排出するものに限る。)	15mg/L	15mg/L
	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。)を除く。)を利用する事業所	50mg/L	30mg/L
	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉(自然に湧出しているものに限る。)*を利用する事業所	50mg/L	50mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	電気めっき業	400mg/L	300mg/L

*「温泉(自然に湧出しているものに限る。)」とは、温泉法(昭和23年法律第125号)第2条に定める温泉であって地下に存在する温泉水を掘削や動力装置等によって人為的にくみ出していないものを指し、いわゆる自噴泉であっても、掘削自噴温泉は自然湧出に含まれません。

より詳細な情報について

環境省及び神奈川県ホームページでより詳細な情報を掲載していますので、下記のホームページをご参照ください。

県条例(神奈川県ホームページ)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f41093/#H25-7>

ほう素等に関する暫定排水基準値の改正について

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p669672.html>

水質汚濁防止法(環境省 平成25年6月10日報道発表資料)

「排水規準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16752>

届出・相談等の窓口

ご不明な点については、事業所が所在する市町村の環境保全担当窓口、もしくは下記の窓口までお問い合わせください。

事業所が所在する市町村	担当窓口	所在地	電話(代表)
横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター環境部環境課	横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター環境部環境保全課	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター環境部環境保全課	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター環境部環境保全課	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000

横浜市、川崎市に事業所がある方は、横浜市、川崎市の条例が適用されます。また、相模原市については市が事務を所管しています。